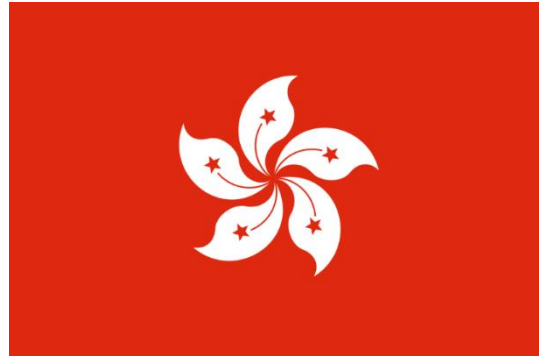


Gard Insight

香港：行為無能力者である船員の人身傷害に関する和解

こちらは、英文記事「[Gard Insight - Hong Kong - Personal injury settlements for mentally incapacitated seafarers](#)」（2015年10月14日付）の和訳です。

香港において、和解案は、現状を考慮した、公正かつ現実的なものでなければなりません。今回の Insight では、精神上的の障害による制限行為能力者である船員を相手当事者とする和解案について裁判所の承認を得るための最善策について考えます。



はじめに

船上では、船員が行為無能力者になってしまうような重大な事故が時折発生します。そうした事故に伴って船主に提起された請求に関する和解案を成立させるには、多くの法域では、その和解案に対する裁判所の承認が必要です。

最近の事例では、ある香港籍船の乗組員が怪我を負って、その結果精神上的の障害による制限行為能力者になってしまうという事件がありました。これに関して香港の裁判所で審理された和解案は、船主がその和解案に代替居住費用を盛り込まなかったことを理由に認められませんでした。その背景には、現地の家賃相場の高騰が続いていることがあると考えられます。その結果、両当事者は、再度和解条件を協議するために、時間・費用を費やさざるを得なくなりました。

こうした人身傷害請求について香港で和解による解決を図ろうとする船主・運航者は、裁判所が求める要件を把握しておく必要があります。高等法院規則（第 4A 章）（RHC）第 80 号命令第 10 条規則および第 11 条規則において定められている内容が、それにあたります。

RHC 第 80 号命令第 10 条規則および第 11 条規則

当該規則は、精神上的の障害による制限行為能力者、または精神上的の障害による制限行為能力者を代理して行われる金銭支払請求に関連する和解は、裁判所が認めない限り無効であると定めています。RHC 第 80 号命令第 1 条規則の定義によれば、制限行為能力者とは、精神病または精神上的の障害により財産管理および事務を遂行できない精神病患者または精神障害者をいいます。

当該規則は以下をその目的としています。

1. 弁護士の能力・経験不足によって原告（障害を負った側）が不合理な和解条件を受け入れざるを得ない状況を回避すること。
2. 公正かつ、原告（障害を負った側）の利益にかなう和解内容にすること。
3. 制限行為能力者による請求に関し、被告側が正当に賠償責任から解放される手段を提供すること。
4. 制限行為能力者を代理する弁護士が、自身の費用回収を優先して、被告が提示する不利な和解案の受け入れを推奨することがないようにすること。
5. 和解金が適切な金額になるようにすること。
6. 和解内容に対して権利を有する被扶養者全員の利益を適切に保護すること。

当該規則は、請求に関する裁判手続が開始されていない場合においても適用されます。

和解の成立に至るまでの道筋は、裁判所が弁護士の勧めに応じて和解案に承認印を押すというようなものではなく、和解の両当事者が、裁判所に対して、和解までの経緯を説明し、その和解案を承認すべき理由を提示しなければなりません。

裁判所の権限

通常、和解案が認められた場合、裁判所に和解金が預託され、裁判所の指示に基づいて振り分けられます。裁判所は、精神健康条例（第 136 章）第 II 部に依拠してこの役割を遂行します。同条例に基づく裁判所の権限は大きく、制限行為能力者の財産管理および事務を担う委員会の設立を命じることができます。同委員会の設立費用は、通常、和解金の支払側が負担することになります。

裁判所は、和解案を承認しない場合には、その後の進め方を指示しなければなりません。請求手続が開始されている場合、裁判所は、訴訟の提起を指示することができます。または、同手続が令状に基づくものとみなして、同手続を引き続き進めるよう命じることでもあります。

費用

費用に関する合意事項が盛り込まれていない和解案は、和解が完全に成立しているとはみなされず、承認される可能性が低くなります。また、費用負担責任を理由に和解金が減額されかねない和解案も認められない可能性があります。両当事者が費用を均等に負担することを定めた和解案は、原告側の弁護士から追加費用が請求される可能性が低いとの判断から、通常は問題なく認められます。

最後に

香港においては、裁判外の和解は、それが原告である行為無能力者の利益にかなうものであると証明されない限り、その制限行為能力者を拘束しません。よって、被告である船主にとっては、裁判所に拒絶される危険を冒すよりも、その時点での経済情勢に照らして公正かつ現実的な和解案を協議する方が賢明です。和解案が裁判所から承認された場合、被告である船主は正式に賠償責任から解放されます。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。